

令和元年度
小田原市立病院職員（作業療法士）
採用試験実施要領

1 試験の目的

この試験は、小田原市立病院に勤務する作業療法士を採用するために行うものです。最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、令和2年4月1日以降に採用されます。

2 試験区分、受験資格、採用予定人員

試験区分	受験資格	採用予定人員
作業療法士	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 (1) 作業療法士免許を有する人 (2) 令和2年3月までに当該免許を取得する見込みの人	若干名

ただし、次のいずれかに該当する人（地方公務員法第16条の規定に該当する人）は受験できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 小田原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
第1次試験	令和2年2月8日（土） 午前8時45分から	小田原市立病院
第2次試験 （第1次試験合格者）	平日で別途指定する日時	同

4 試験の方法

- (1) 第1次試験 小論文試験(800字以内)、専門試験
- (2) 第2次試験 第1次試験合格者を対象に、面接を行います。

5 合格者の決定及び通知

- (1) 第1次試験の合否は文書で通知します。
- (2) 最終合格は、第1次試験及び第2次試験の結果について総合的な判定の上決定し、面接試験日以後、概ね3週間程度で文書による通知を予定しています。
- (3) 試験の結果について、電話等による問い合わせにはお答えしません。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 採用は、原則として令和2年4月1日以降になります。
- (3) 資格取得見込みの方については、採用試験の合格後、令和元年度中に実施される当該資格の国家試験に合格せず、当該資格を取得できなかった場合は採用されません。
- (4) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年間です。

7 給与及び勤務条件

- (1) 給与等(平成31年4月現在)

給 与	225,940 円(地域手当等を含む)
その他手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等
期末勤勉手当	4.45 月
昇 給	有

4年生の大学を卒業後採用された場合です。3年課程の専門学校等を卒業後採用された場合の給与は、220,220円(地域手当等を含む)です。なお、有資格者の方は学歴及び卒業後の職務経験年数等に応じて決定されます。

- (2) その他

勤務時間等	午前8時30分から午後5時15分まで
休 日	土・日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)
休 暇	年次休暇年間20日付与(採用1年目は15日) 特別休暇、介護休暇など有

8 申込方法等

(1) 次の書類を市立病院経営管理課（本館2階）に**持参又は郵送**をしてください。

- ア 令和元年度小田原市立病院職員採用試験申込書（本人自筆、署名、写真貼付）
- イ 卒業証明書又は卒業見込証明書
- ウ 成績証明書
- エ 当該資格取得者は、当該免許証の写し

郵送あて先

〒250-8558 小田原市久野46番地

小田原市立病院経営管理課経営管理係あて

「採用試験申込書在中」と記載の上、郵送してください。

(2) 受付

ア 受付期間 **令和2年1月29日（水）まで**

イ 受付時間 **午前8時30分～午後5時まで**

郵送の場合は、受付期間の最終日必着とします。

持参の場合、土曜日、日曜日、祝日は受け付けません。

受験票は試験日の3日程度前には到達するように送付する予定ですが、それまでに到着しないときはご連絡ください。

9 その他

(1) 申込受付後は、申込書等の書類は一切お返しできません。

(2) 受験に際して当院が収集する個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では一切使用しません。ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用します。

(3) 試験の集合時間に遅れた場合は受験できません。なお、鉄道等の不通、遅れによる場合は、交通機関等が発行する遅延証明書の提出により、受験を認める場合があります。

(4) 受験資格がないこと、または、受験申込書等の記載が正しくないことが明らかになった場合は合格を取り消すことがあります。

10 問い合わせ先

小田原市立病院 経営管理課 経営管理係

〒250-8558 小田原市久野46番地

電話 0465-34-3175（内線3603） E-mail:keikan@city.odawara.kanagawa.jp